



## はじめに

近年、障がい者を取り巻く法制度につきましては、平成26年（2014年）2月の国連の「障害者の権利に関する条約」の発効を機に、目まぐるしく整備がされております。

「障害者基本法」の改正、「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「障害者優先調達推進法」の施行、「障害者雇用促進法」の一部改正、そして、平成28年（2016年）4月には「障害者差別解消法」が施行されようとしております。

本市におきましても、これらの条約、法律の理念に基づき、障がいのあるなしに関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、その生涯に寄り添いながら、本計画における各支援テーマである、「暮らす・つながる」、「育つ」、「学ぶ」、「働く」、「住む」に掲げた取組を進めてまいります。

昨年、作成しました「第4期障がい福祉計画」の中で掲げた目標と併せまして、総合的に障がい者施策の充実に精一杯努めてまいりますので、皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました吹田市障がい者施策推進委員会の委員の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様、パブリックコメント手続き通じて意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成28年（2016年）3月

吹田市障がい者福祉事業推進本部

